

図書館要覧

令和 7 年度



吉見町立図書館

目 次

1. 沿 革	1
2. 令和7年度図書館運営計画	4
■基本方針	
3. 令和7年度図書館事業計画	4
■基本方針	
■令和7年度図書館事業計画について	
4. 図書館協議会	6
5. 令和6年度蔵書及び利用状況	7
(1) 蔵 書 数	
(2) 年間利用状況	
(3) 月間利用状況	
(4) 図書館サービス指標	
6. 令和6年度事業報告	9
7. 資料収集方針	11
8. 図書館関係条例・規則	14
(1) 吉見町図書交流館設置及び管理条例	
(2) 吉見町立図書館設置条例	
(3) 吉見町立図書館運営規則	
9. 図書館利用案内	17

1. 沿革

昭和28年	東吉見村役場に県立図書館の移動図書館（「県立駐車場」という。）設置
昭和29年	《旧4ヶ村合併して吉見村となる》
昭和30年	吉見村役場に県立駐車場設置
昭和43年	東第二小学校に県立駐車場設置
昭和45年	西小学校・北小学校県立駐車場 (県立駐車場・全村で4ヶ所となる)
昭和47年	《町制施行》
昭和51年	西小学校からひばりヶ丘団地へ県立駐車場を変更
昭和55年	1月 東公民館・ボランティアによる図書貸し出し開始
昭和56年	吉見町立図書館設置条例を制定し、中央公民館に図書室を設置 〃 ひばりヶ丘団地から西公民館へ県立駐車場を変更
昭和58年	4月 南公民館・ボランティアによる図書貸し出し開始
昭和59年	4月 石川俊良氏館長就任 10月 西公民館・ボランティアによる図書貸し出し開始
昭和60年	2月 町立図書館完成（鉄筋コンクリート2階建722㎡） 吉見町大字中新井497番地（条例の改正） 5月5日 開館 8月 図書館協議会発足
昭和61年	3月 図書館・ボランティアの協力による「おはなし会」開始 〃 吉見町役場・北小学校の県立駐車場廃止 4月 岡安忍教育長・館長に就任
昭和62年	6月 北公民館ボランティアによる図書貸し出し開始
昭和63年	11月 移動図書館車「ブックシャトルひばり」運行開始
平成5年	1月 視聴覚資料の貸し出し開始
平成6年	7月 コンピューター導入
平成7年	5月 開館10周年記念式典 10月 小野川秀雄教育長・館長に就任
平成8年	4月 比企広域市町村圏内公共図書館相互利用開始
平成9年	4月 移動図書館車「ブックシャトルひばり」休止 9月 団体貸し出し開始
平成11年	6月 比企広域市町村圏内相互貸借巡回車運行開始 7月 新コンピューターシステム運用開始
平成12年	4月 朗読サービス開始
平成13年	4月 ビデオ館内視聴サービス開始
平成14年	4月 YOSHIMI ブックスター開始
平成15年	4月 開館時間延長（午前10時開館）
平成16年	7月 新コンピューターシステム運用開始 10月 図書館増築基本設計着手

平成17年	5月	子ども読書推進計画策定委員会発足
平成17年	11月	開館20周年記念誌発行
平成18年	9月	子どもの読書環境の整備（ブックリスト製作・提供）
平成19年	4月	開館時間延長（午前9時30分開館）
平成20年	4月	館内整理日の変更（毎月第4木曜日）
平成20年	7月	他機関との連携による絵本講座（育児サロン）
平成21年	4月	久保田幸夫教育長・館長に就任
平成23年	7月	新コンピューターシステム運用開始
	7月	図書館空調設備修繕
	10月	ホームページリニューアル
平成24年	3月	図書館設置条例・運営規則の一部改正（図書館協議会任命基準関連）
平成26年	11月	子育て支援センターへ団体貸出開始
平成27年	4月	開館30周年記念「読書貯金通帳」「スタンプカード」配布
平成27年	11月	開館30周年記念企画「ブックツリー」の展示
平成28年	4月	祝日開館を開始
	10月	図書館等複合施設建設検討委員の公募実施
	11月	第1回図書館等複合施設建設検討委員会開催、委嘱状の交付
平成29年	1月	第2回図書館等複合施設建設検討委員会開催
	2月	第3回図書館等複合施設建設検討委員会県外視察研修 （長野県小布施町立図書館「まちとしょテラソ」）
	3月	第4回図書館等複合施設建設検討委員会開催
	5月	第5回図書館等複合施設建設検討委員会開催
	8月	図書館等複合施設設計業務委託指名型プロポーザル審査会開催
	10月	第6回図書館等複合施設建設検討委員会開催
	11月	第7回図書館等複合施設建設検討委員会開催
平成30年	1月	第8回図書館等複合施設建設検討委員会開催
	4月	大澤幸正教育長・館長に就任
	5月	図書館等複合施設に関するワークショップ開催
	6月	中学生との図書館等複合施設に関するワークショップ開催
	8月	夏季限定開館時間延長（3日間）
	9月	第9回図書館等複合施設建設検討委員会開催
	11月	第10回図書館等複合施設建設検討委員会県外研修 （栃木県茂手木町立図書館「ふみの森もてぎ」）
平成31年	1月	第11回図書館等複合施設建設検討委員会開催
	2月	吉見町図書館等複合施設管理運営計画策定
令和 元年	7月	第12回図書館等複合施設建設検討委員会開催
	8月	夏季限定開館時間延長（19日間）
	10月	セカンドブック事業開始
	11月	第13回図書館等複合施設建設検討委員会及び図書館協議会合同視察研修 （埼玉県三郷市立早稲田図書館、白岡市立図書館）
令和 2年	1月	第14回図書館等複合施設建設検討委員会開催
令和 2年	6月	図書館等複合施設建設工事着工
	7月	図書館等複合施設建設安全祈願祭
	10月	図書館システム更新
令和 3年	1月	第15回図書館等複合施設建設検討委員会開催
令和 3年	3月	第二次吉見町子ども読書活動推進計画策定 図書等複合施設正式名「図書交流館」、愛称「ぷらっとよしみ」決定

令和	3年	4月	久保田秀至氏館長に就任 図書交流館完成（鉄筋コンクリート2階建1, 499.69㎡） 吉見町大字中新井500番地1（条例の改正）
		7月17日	図書交流館内覧会開催
		〃	第16回図書館等複合施設建設検討委員会開催
		7月21日	図書交流館開館記念式典開催
		7月22日	図書交流館「ぷらっとよしみ」開館
		7月	夏季限定開館時間延長（8日間）
令和	4年	7月	夏季限定開館時間延長（24日間）
		9月	比企広域電子図書館「比企eライブラリ」運用開始
令和	6年	4月	小久保栄主幹・館長に就任
		5月	こども家庭センターへ団体貸出開始
		6月	比企広域電子図書館「比企eライブラリ」学校連携開始
令和	7年	4月	関根正徳主査・館長に就任

2. 令和7年度 図書館運営計画

■基本方針

吉見町第6次総合振興計画に基づき、いつでも、どこでも、誰でも様々な学びができる場の提供及び支援を行う図書館として運営し、また、乳幼児期から高齢期まで生涯を通じた読書活動の推進を図ります。

- (1) 「人と本（情報）」が会うことにより、読書と知識、知恵を獲得し拡充することの楽しさと喜び、そして心の豊かさを醸成するとともに、新しい発見と継続した学習を通して自らを高めていく環境を整え、読書活動や学習活動の推進を目的とした事業を実施します。
- (2) 各生涯学習施設や公共施設、関係部署と連携した事業を実施するとともに、特に公民館とは連携を密にし、施設を一体的に活用しながら生涯学習の拠点としての学びの場の提供や学びの機会の充実に努めます。

3. 令和7年度 図書館事業計画

■基本方針

- (1) 社会の変化や利用者のニーズを踏まえ、さまざまな分野の図書資料等を収集、保存、提供します。
- (2) 読書に親しむ機会を提供するための講座を開催し、また、本の展示等を行います。
- (3) 地域の情報や郷土の歴史等の情報を発信します。
- (4) 子どもの読書を推進するため、児童書の充実に努めるとともに、ブックスタートやセカンドブック、おはなし会等、本とふれあう機会をつくり、また、学校との連携を深め読書の普及に努めます。
- (5) 読書活動を支援する人材を育成するため、読み聞かせなどのボランティア養成講座を開催するとともに、その成果を生かすことができる場の提供に努めます。
- (6) 図書交流館内で行われるイベントに関連した本のコーナーを設置するなど、関係部署等と連携した事業を実施し、読書の普及に努めます。

■令和7年度 吉見町図書館年間事業計画

区分	新規 継続		時期	会場	対象	運営スタッフ
児童サービス 関連事業		YOSHIMIブックスタート	3-4か月児健康診査実施日	保健センター	0歳	ボランティア・職員
		セカンドブック	12月受付、2月・3月配布		次年度就学児	職員
	□	人形劇	5月3日(土/祝)	図書交流館	幼児・小学生	劇団はちのこ・職員
	◎	ぬいぐるみのおとまり会	未定	図書館	幼児・小学生	職員
		団体貸出(学校：年8回)	4月24日(木)	小/中学校	小/中学生	職員
			5月22日(木)			
			6月26日(木)			
			9月25日(木)			
			10月23日(木)			
			11月27日(木)			
			1月22日(木)			
			2月26日(木)			
		貸出文庫	随時	小/中学校	小/中学生	職員
		推薦図書リスト「どの本読もうかな…Vol27」	10月	図書館	小学生～	職員
		おはなし会（定期）	毎月第3日曜日	図書館	幼児・小学生	ボランティア・職員
	◎	プチおはなし会	随時	図書館	幼児・小学生	ボランティア・職員
		ちょっぴりこわい夏のおはなし会	7月20日(日)	図書交流館	幼児・小学生	ボランティア・職員
		クリスマスのおはなし会	12月21日(日)	図書交流館	幼児・小学生	ボランティア・職員
		電子書籍のおはなし会	随時	図書交流館	幼児・小学生	職員
成人対象事業	◎	図書館でゲームをしよう	8月(未定)	図書交流館	小学生—一般	職員
	◎	ぶらっとよしみシネマ上映会	随時	図書交流館	一般	職員
		朗読劇	8月	図書交流館	一般	朗読サークルこみち
		夏の朗読会	8月	図書交流館	一般	朗読サークル紫苑
	■	秋の朗読会	11月3日(日/祝)	図書交流館	一般	朗読サークルこみち
利用支援サービス 関連事業		図書館利用カード作成案内	4月	小学校	小学1年生	職員
	◎	電子図書館利用登録（学校連携）	4月	小学校	小学1年生	職員
		電子図書館利用案内（操作説明会）	随時	図書交流館	全般	職員
		図書館ツアー	随時	図書館	全般	職員
		団体貸出（施設：毎月）	毎月第3金曜日	子育て支援センター他	全般	職員
ボランティア関連事業		図書館summerボランティア	7月26日(土)～7月31日(木)	図書館	中学生	職員
		図書館のお仕事体験	11月23日(日/祝)	図書館	小学生	職員
		図書館ボランティア養成講座	12月(全2回)	図書交流館	一般	職員
地域情報化の拠点 としての図書館活動		特設コーナー企画（一部）				
		新しい環境に飛び込む人に読んで欲しい1冊	4月	図書館	全般	職員
	□	こどもの読書週間特集	4月・5月	図書館	全般	職員
		食育特集	6月	図書館	全般	職員
		課題図書/推薦図書特集・自由研究特集	7月・8月	図書館	全般	職員
		国際理解/平和特集・人権啓発特集	8月	図書館	全般	職員
		脳活特集・健康づくり(自殺対策関係)特集	9月	図書館	全般	職員
	■	読書の秋特集	10月	図書館	全般	職員
	■	「どの本読もうかな…」おすすめ本特集	10月・11月	図書館	全般	職員
		年間貸出ランキング（ベスト・ワースト）特集	12月	図書館	全般	職員
		若い人に贈る読書のすすめ特集	1月	図書館	全般	職員
		防災に関する特集	2月	図書館	全般	職員
		卒業する人へ贈る本特集	3月	図書館	全般	職員
		町民の手によるまちの資料情報館				
		吉見町郷土史研究会資料展示・デジタル化	随時	図書館	全般	職員
広報		広報よしみ	随時		全般	
		図書館ホームページ	随時		全般	
		各事業案内等（図書館だより）	随時	小/中学校・保育所等	幼児～中学生	
運営関連事業		会議				
		吉見町図書館協議会	5月/8月/12月/2月			
		比企地区公共図書館協議会	4月/6月/9月/11月/2月			
		比企広域電子図書館推進者会議	随時			
		研修				
その他		県立図書館図書職員研修	随時			
		ブックフェア	5月/11月	図書交流館	全般	職員
		本の福袋	1月	図書館	全般	職員

※『◎』…新規

※『□』…こどもの読書週間企画4/23-5/12、『■』…読書週間企画10/27-11/9

※ 無印 …継続

4. 図書館協議会

図書館の運営に関し、館長の諮問に応じ、また図書館の行う図書館サービスにつき館長に対して意見を述べる機関として図書館協議会が設置されている。

図書館協議会は会議を開催し、図書館の運営、サービスについて意見を述べるものとする。

選出区分	氏 名	備 考
条例第5条	条 川 温	図書部長（西小学校）
〃	小 笠 原 仁 美	南小学校PTA会長
〃	小 池 幸	社会教育委員
〃	沖 田 澄 江	◎ 学 識 経 験 者
〃	大 澤 祥 子	○ 〃
〃	小 川 か づ 江	〃
〃	吉 澤 和 美	〃

◎ 委員長 ○ 副委員長

任期は令和9年3月31日まで

選出区分 ○ 学校教育関係者
 ○ 社会教育関係者
 ○ 家庭教育関係者
 ○ 学識経験者

5. 令和6年度 蔵書及び利用状況

(1) 蔵 書 数

分 類		令和6年3月末 冊 数	令和6年度		令和7年3月末現在	
			除籍冊数	受入冊数	冊数	割合%
一 般	0 総 記	1,594	7	16	1,603	1.6
	1 哲 学	1,812	4	25	1,833	1.8
	2 歴 史	4,312	15	54	4,351	4.2
	3 社 会 科 学	5,609	51	38	5,596	5.4
	4 自 然 科 学	3,820	2	40	3,858	3.7
	5 工 学 ・ 技 術	5,313	2	196	5,507	5.3
	6 産 業	1,701	5	53	1,749	1.7
	7 芸 術	3,803	15	32	3,820	3.7
	8 言 語	786	1	9	794	0.8
	9 文 学	32,807	84	670	33,393	32.4
	小 計	61,557	186	1,133	62,504	60.7
児 童	E・J・K 児 童 書	39,736	201	950	40,485	39.3
	小 計	39,736	201	950	40,485	39.3
合 計		101,293	387	2,083	102,989	100.0

視 聴 覚	C D	2,462	3	22	2,481	65.1
	D V D	901	6	14	909	23.9
	ビ デ オ	2	0	0	2	0.1
	レ コ ー ド	0	0	0	0	0.0
	カ セ ッ ト	419	0	0	419	11.0
合 計		3,784	9	36	3,811	100.0

(2) 年 間 利 用 状 況

【令和6年4月1日～令和7年3月31日】

i. 開館日数	291 日
ii. 登録者数(累計)	16,694 人
	(有効登録者数 1,747 人)
iii. 貸出延人数	16,794 人
iv. 一日当たり平均貸出人数	57.71 人
v. 貸出冊数	79,369 冊

分 類 別 内 訳		冊数	割合(%)
一 般 書	0 総 記	381	0.5
	1 哲 学	574	0.7
	2 歴 史	1,285	1.6
	3 社 会 科 学	856	1.1
	4 自 然 科 学	1,053	1.3
	5 工 学 ・ 技 術	3,694	4.7
	6 産 業	1,004	1.3
	7 芸 術	673	0.8
	8 言 語	133	0.2
	9 文 学	16,480	20.8
	そ の 他	666	0.8
	小 計	26,799	33.8
そ の 他	E・J・K 児 童 書	43,870	55.3
	M 雑 誌	4,744	6.0
	視 聴 覚 資 料	3,956	5.0
合 計		79,369	100.0

(3)月別利用状況

■貸出冊数の分類別内訳

令和6年度

分類 / 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
0 総 記	25	27	35	36	25	32	31	38	20	38	22	52	381
1 哲 学	29	40	54	56	55	64	43	47	28	47	44	67	574
2 歴 史	94	96	97	132	134	98	110	105	108	117	99	95	1,285
3 社 会 学	75	48	53	75	62	64	77	92	55	70	84	101	856
4 自 然 学	100	89	99	108	91	75	93	89	43	101	67	98	1,053
5 工 学 技 術	266	292	279	327	344	293	362	280	233	333	335	350	3,694
6 産 業	88	100	90	109	91	76	80	60	55	60	79	116	1,004
7 芸 術	68	43	28	70	74	42	56	51	46	75	55	65	673
8 語 学	21	14	4	9	16	5	9	15	0	17	6	17	133
9 文 学	1,281	1,316	1,218	1,401	1,541	1,396	1,507	1,256	1,232	1,478	1,366	1,488	16,480
J 児 童	903	2,134	2,256	1,409	1,527	2,126	1,994	2,225	743	2,267	2,230	2,174	21,988
K 紙 芝 居	78	102	146	109	83	80	81	77	58	92	125	92	1,123
E 絵 本	1,192	1,625	1,683	1,628	1,905	1,857	1,825	1,854	1,287	2,010	1,942	1,951	20,759
M 雑 誌	352	383	380	379	460	446	381	361	319	392	433	458	4,744
そ の 他	48	60	42	40	35	32	27	121	46	94	75	46	666
図 書 合 計	4,620	6,369	6,464	5,888	6,443	6,686	6,676	6,671	4,273	7,191	6,962	7,170	75,413
A CD	137	119	118	119	109	109	124	133	101	153	108	127	1,457
V DVD	156	175	145	216	304	232	215	246	180	193	249	188	2,499
視 聴 覚 合 計	293	294	263	335	413	341	339	379	281	346	357	315	3,956
総 合 計	4,913	6,663	6,727	6,223	6,856	7,027	7,015	7,050	4,554	7,537	7,319	7,485	79,369
開 館 日 数	24	26	22	26	27	24	26	25	21	22	23	25	291

■貸出利用人数・来館者数

分類 / 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
町 内	919	988	873	1,118	1,322	999	961	986	803	993	1,053	1,092	12,107
団 体	32	84	100	47	36	90	108	113	35	130	131	103	1,009
広 域	288	237	287	312	314	299	362	290	249	319	258	277	3,492
相互貸借	11	10	19	15	13	12	22	14	12	21	17	20	186
合 計	1,250	1,319	1,279	1,492	1,685	1,400	1,453	1,403	1,099	1,463	1,459	1,492	16,794
学 習 室	88	56	161	164	163	75	116	103	55	42	128	53	1,204
登録人数	80	26	29	45	74	46	28	27	30	26	23	33	467
平均貸出冊数(図書/人数)	4	5	5	4	4	5	5	5	4	5	5	5	6
来館者数	3,033	4,519	3,751	5,169	5,660	3,891	3,898	4,438	3,270	3,463	4,047	3,719	48,858

(4)図書館サービス指標

(人口は令和7年4月1日時点)

1 登録率	$\frac{\text{有効登録者数}}{\text{人口}} = \frac{1,747}{17,521} \times 100 = 9.97\%$	
2 実質貸出密度	$\frac{\text{貸出冊数}}{\text{有効登録者数}} = \frac{79,369}{1,747} = 45.4\text{冊}$	
3(1)町民一人あたりの 貸出冊数(図書+視聴覚)	$\frac{\text{貸出冊数}}{\text{人口}} = \frac{79,369}{17,521} = 4.53\text{冊}$	
(2)町民一人あたりの 貸出冊数(図書のみ)	$\frac{\text{貸出冊数}}{\text{人口}} = \frac{75,413}{17,521} = 4.30\text{冊}$	県平均 4.56冊
4 町民一人あたりの 蔵書冊数	$\frac{\text{蔵書冊数}}{\text{人口}} = \frac{102,989}{17,521} = 5.88\text{冊}$	県平均 3.25冊
5(1)町民一人あたりの 図書等購入費(図書+視聴覚)	$\frac{\text{図書等購入費}}{\text{人口}} = \frac{3,920,889}{17,521} = 224\text{円}$	
(2)町民一人あたりの 図書購入費(図書のみ)	$\frac{\text{図書購入費}}{\text{人口}} = \frac{3,657,168}{17,521} = 209\text{円}$	県平均 140円

★県平均:埼玉県図書館協会の『令和6年度市町村図書活動調査結果一覧』より

■令和6年度吉見町立図書館事業報告

【4月～10月】

月	日	事業内容	場所	参加人数
4月	9日(火)	YOSHIMIブックスタート	保健センター	親子11組
	18日(木)	第1回比企地区公共図書館協議会	東松山市	
	18日(木)	第1回比企広域電子図書館推進者会議	東松山市	
	19日(金)	団体貸出	子育て支援センター・福祉施設	
	21日(日)	おはなし会	図書館1階絵本コーナー	子ども18名 大人10名
	25日(木)	団体貸出(貸出のみ)	小中学校	
	25日(木)	小学新1年生等へ図書利用カードの作成・配布	小学校	
5月	3日(金・祝) こどもまつり	①人形劇『おんちよろぎょう』 ②ブックフェア ③電子書籍シークレット上映会	図書交流館	①計31名 ※②③は集計せず
	17日(金)	団体貸出	子育て支援センター・福祉施設	
	19日(日)	おはなし会	図書館1階絵本コーナー	子ども7名 大人6名
	22日(水)	第1回比企広域電子図書館推進者会議(合同会議)	滑川町	
	22日(水)	第1回吉見町図書館協議会	図書交流館	委員3名
	23日(木)	団体貸出	小中学校	
6月	4日(火)	YOSHIMIブックスタート	保健センター	親子5組
	16日(日)	おはなし会	図書館1階絵本コーナー	子ども6名 大人5名
	20日(木)	第2回比企地区公共図書館協議会	滑川町	
	20日(木)	第2回比企広域電子図書館推進者会議	滑川町	
	21日(金)	団体貸出	子育て支援センター・こども家庭センター等	
	24日(月) ～28日(金)	蔵書点検	図書館	
	27日(木)	団体貸出	小中学校	
7月	19日(金)	団体貸出	子育て支援センター・こども家庭センター等	
	21日(日)	ちょっぴりこわい夏のおはなし会	図書交流館	計28名
8月	27日(土) ～2日(金)	ぷらっとよしみSummerボランティア	図書館	計4名
	3日(土)	夏の朗読会	図書交流館	計12名
	6日(火)	YOSHIMIブックスタート	保健センター	親子12組
	10日(土)	朗読劇『いしぶみー広島二中一年生全滅の記録ー』	図書交流館	計16名
	16日(金)	団体貸出	子育て支援センター・こども家庭センター等	
	18日(日)	おはなし会	図書館1階絵本コーナー	子ども7名 大人3名
	18日(日)	おはなし会	図書館1階絵本コーナー	子ども8名 大人8名
9月	15日(日)	おはなし会	図書館1階絵本コーナー	子ども8名 大人8名
	19日(木)	第3回比企地区公共図書館協議会	鳩山町	
	20日(金)	団体貸出	子育て支援センター・こども家庭センター等	
	26日(木)	団体貸出	小中学校	
10月	4日(金)	東第二小学校施設見学	図書交流館	1・2年生
	8日(火)	YOSHIMIブックスタート	保健センター	親子10組
	18日(金)	団体貸出	子育て支援センター・こども家庭センター等	
	20日(日)	おはなし会	図書館1階絵本コーナー	子ども5名 大人4名
	24日(木)	団体貸出	小中学校	

【 11月～3月 】

月	日	事業内容	場所	参加人数
11月	3日(日・祝) 吉見まつり	①電子図書のおはなし会 ②ブックフェア ③秋の朗読会	図書交流館	①計6名 ③計9名 ※②は集計せず
	6日(水) ～ 8日(金)	中学生社会体験チャレンジ事業	図書交流館	計3名
	12日(火)	西小学校施設見学	図書交流館	2年生
	14日(木)	ぶらっとよしみシネマ上映会①『ケアニン』	図書交流館	計30名
	15日(金)	団体貸出	子育て支援センター・こども家庭センター等	
	17日(日)	おはなし会	図書館 1 階絵本コーナー	子ども1名 大人1名
	17日(日)	ぶらっとよしみシネマ上映会②『かがみの孤城』	図書交流館	計11名
	21日(木)	第 4 回比企地区公共図書館協議会	嵐山町	
	23日(土・祝)	図書館のお仕事体験	図書館	計20名
	27日(水)	北小学校施設見学	図書交流館	2年生
	28日(木)	団体貸出	小中学校	
12月	3日(火)	YOSHIMIブックスタート	保健センター	親子6組
	5日(木)	読み聞かせボランティア講座①	図書交流館	計7名
	6日(金)	西が丘小学校施設見学	図書交流館	2年生
	7日(土)	読み聞かせボランティア講座②	図書交流館	計8名
	8日(日)	セカンドブック申し込み受付	フレサよしみ（七つの祝い）	計57名
	15日(日)	クリスマスのおはなし会	図書交流館	計24名
	20日(金)	団体貸出	子育て支援センター・こども家庭センター等	
	26日(木) ・ 27日(金)	蔵書点検	図書館	
1月	7日(火) ～19日(日)	新春 本の福袋と福引	図書館	93袋(279冊)
	17日(金)	東第一小学校施設見学	図書交流館	2年生
	17日(金)	団体貸出	子育て支援センター・こども家庭センター等	
	19日(日)	おはなし会	図書館 1 階絵本コーナー	子ども4名 大人7名
	23日(木)	団体貸出	小中学校	
2月	2日(日)	バレンタインのお菓子をつくろう	図書交流館	計10名
	4日(火)	YOSHIMIブックスタート	保健センター	親子15組
	8日(土)	早春の朗読会	図書交流館	計10名
	16日(日)	おはなし会	図書館 1 階絵本コーナー	子ども3名 大人6名
	19日(水)	第 2 回吉見町図書館協議会	図書交流館	委員4名
	20日(木)	第 5 回比企地区公共図書館協議会	ときがわ町	
	21日(金)	団体貸出	子育て支援センター・こども家庭センター等	
	27日(木)	団体貸出	小中学校	
3月	16日(日)	おはなし会	図書館 1 階絵本コーナー	子ども9名 大人7名
	17日(月)	団体貸出（回収のみ）	小中学校	
	21日(金)	団体貸出	子育て支援センター・ケアハウスよしみの	
	28日(木)	団体貸出（新年度処理）	図書館	

7. 資料収集方針

1. 目的

当館の運営方針を十分に達成するため必要な図書資料の収集につとめる。

2. 基本方針

図書館の機能をはたすため、社会的な動向に十分配慮して、広く町民の文化・教養・調査研究・趣味等に資する資料を収集する。

3. 選定基準

1) 一般図書

- ① 全分野にわたり、基本的・入門的な図書を収集する。
- ② 最新の出版情報により新刊書を計画的に収集する。
- ③ 貸出記録・統計の吟味・分析により収集する。
- ④ 町民の文化・教養・レクリエーション等に資する生活情動的な図書を収集する。

2) 参考図書

町民の日常の調査・研究のために必要な辞典・事典・目録・書誌を幅広く体系的に収集する。

3) 一般図書の選定基準は次のとおりとする。

① 総記

百科事典および年鑑は、正確な知識と最新の情報が盛り込まれたものであること。

② 哲学

ア. 宗教は代表的な宗教の概説書であること。

イ. 易占・心霊研究は、興味本位でなく科学的な立場から記述されたものであること。

③ 歴史

ア. 歴史は日本各地諸外国の主要なもの。

イ. 伝記は各時代の代表的な人物の行動や業績が歴史的・社会的背景の中で適切に描かれているもので、写真・年表にも留意するものであること。

④ 社会科学

ア. 社会の仕組み・人間関係・民俗・職業等について正確な知識や情報が盛り込まれたもの。

イ. 戦争を扱った作品は公正な立場で記述されたもの。

ウ. 戦争を著しく賛美する傾向のものは受け入れない。

⑤ 自然科学

ア. 自然と人間の関わりの重要性について配慮したものであること。

イ. 実験・観察本は、結果だけでなく過程や考え方を重視しているものであること。

ウ. 性の本は、科学的・医学的に正しい知識に基づいたものであること。

⑥ 技術

公害・エネルギー関係については公正な立場で書かれたものであること。

⑦ 産業

各産業について基本的な知識が得られるような概説書であること。

⑧ 芸術

ア. 基礎的な鑑賞入門・実技指導書であること。

イ. スポーツは、基礎的な実技指導書・規則記録等について正確かつ安全であること。

ウ. 伝承遊びの本は、各分野のものであること。

⑨ 言語

辞典は、正確さ・使いやすさに定評があること。

⑩ 文学

適切な挿絵や文章表現に配慮した作品であること。

☆収集しないもの

- ア. 高度な専門書・学術書・学習参考書・各種試験問題集・テキストは原則として収集しない。
- イ. 洋書・海外資料は原則として収集しない。ただし、国際案内資料などは必要に応じて収集する。

4) 児童用資料

児童用資料は児童・青少年が読書の楽しみを発見し、読書習慣の形成と継続に役立つよう各分野の資料を広く収集する。

5) マンガ

①ここでいう「マンガ」とは以下のものを対象とする

- ア. 実用・学習まんがを除いたストーリーマンガ
- イ. ひとコマないし数コマで構成されているマンガ

②マンガは原則として収集しない。ただし、以下のいずれかの基準を満たすマンガ資料は収集を検討する。その場合の選定基準は以下のとおりとする。

- ア. 刊行が終了し、長い年月を経て社会的評価を得ており、日本の漫画史上、重要とされるマンガ
- イ. 次の賞を受賞したマンガ（ただし刊行の終了したもの）
 - I 文化庁メディア芸術祭・漫画部門大賞
 - II 手塚治虫文化賞マンガ大賞
 - III 日本漫画家協会賞大賞
- ウ. 次のような表現のあるマンガ資料は選定しない
 - I 露骨な暴力・性表現
 - II 社会・道徳に反する表現
 - III 人間や生命の尊厳をおとしめる表現
 - IV 人権侵害・差別的表現
- エ. 上記の基準を満たしたマンガ資料については、保存に適した装丁のしっかりしたものを収集する

③リクエスト等に関して

マンガ資料は選定に時間を要し、迅速な対応が難しい。借用についてもマンガ資料は自治体間で協力貸出・借受けは行われておらず、利用者に提供することは難しい状況にある。このため、未所蔵の漫画のリクエストは受付せず、また、マンガ資料は協力貸出・借受けはしないものとする。

<逐次刊行物>

ア. 新聞（８紙）

朝日新聞・読売新聞・毎日新聞・産経新聞・日本経済新聞・東京新聞・埼玉新聞
・日本農業新聞

イ. 雑誌（４９誌）

	タ イ ト ル	刊行	備考
ア行			
1	アニメージュ	月刊	
2	&Premium	月刊	
3	家の光	月刊	
4	栄養と料理	月刊	
5	LDK	月刊	
6	おとなの週末	月刊	
7	オレンジページ	隔週	
8	オートバイ	月刊	
9	オール読物	月刊	
カ行			
10	月刊自家用車	月刊	
11	きょうの健康	月刊	
12	クロワッサン	隔週	
13	芸術新潮	月刊	
14	月刊クーヨン	月刊	
15	子どもの科学	月刊	
16	こどものとも	月刊	
17	こどものとも０１２	月刊	
18	こどものとも年少版	月刊	
19	こどものとも年中版	月刊	
20	ゴルフダイジェスト	月刊	
21	碁ワールド	月刊	
サ行			
22	埼玉新聞縮刷版	月刊	
23	サッカーダイジェスト	隔週	
24	サライ	月刊	
25	サンキュ！	月刊	
26	３分クッキング	月刊	

	タ イ ト ル	刊行	備考
27	散歩の達人	月刊	
28	趣味の園芸	月刊	
29	将棋世界	月刊	
30	すてきにハンドメイド	月刊	
31	スポーツグラフィックナンバー	隔週	
タ行			
32	旅の手帖	月刊	
33	T a r z a n	隔週	
34	ちゃぐりん	月刊	
35	ディズニーファン	月刊	
36	天然生活	月刊	
ナ行			
37	日経PC21	月刊	
38	New t o n	月刊	
ハ行			
39	P H P	月刊	
40	婦人公論	隔週	
41	プレジデント	隔週	
42	文藝春秋	月刊	
マ行			
43	モノマガジン	隔週	
ヤ行			
44	やさいの時間	月刊	
45	山と溪谷	月刊	
ラ行			
46	L E E	月刊	
47	歴史人	月刊	
48	ロッキング・オン・ジャパン	月刊	

8. 図書館関係条例・規則

(1) 吉見町図書交流館設置及び管理条例

令和3年3月15日

条例第4号

(設置)

第1条 町民に文化活動及び交流の場を提供するとともに、生涯学習の推進を図る拠点施設として、吉見町図書交流館（以下「図書交流館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書交流館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
吉見町図書交流館	吉見町大字中新井500番地1

(施設の構成)

第3条 図書交流館は、次に掲げる施設をもって構成する。

(1) 吉見町立図書館

(2) 吉見町中央公民館

2 図書交流館は、構成施設相互の連携を図り、一体的かつ有機的に管理するものとする。

3 第1項第1号に掲げる吉見町立図書館の設置及び管理については、吉見町立図書館設置条例（昭和60年吉見町条例第3号）に定めるところによる。

4 第1項第2号に掲げる吉見町中央公民館の設置及び管理については、吉見町立公民館の設置及び管理に関する条例（昭和56年吉見町条例第8号）に定めるところによる。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、図書交流館の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(令和3年規則第10号で令和3年5月1日から施行)

(吉見町立図書館設置条例の一部改正)

2 吉見町立図書館設置条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(2) 吉見町立図書館設置条例

昭和60年3月16日

条例第3号

改正 平成24年3月6日条例第5号

令和3年3月15日条例第4号

吉見町立図書館設置条例（昭和56年吉見町条例第3号）の全部を改正する。

(設置)

第1条 吉見町は、図書館法（昭和25年法律第118号）第1条の目的を達成するために、同法第10条の規定に基づき、吉見町立図書館（以下「図書館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
吉見町立図書館	吉見町大字中新井500番地1

(職員)

第3条 図書館に館長及び司書その他必要な職員を置く。

(図書館協議会)

第4条 図書館に図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき館長に対して意見を述べるものとする。

(協議会の委員)

第5条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する。

2 委員の定数は、7人とし、その任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月6日条例第5号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月15日条例第4号)抄

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(令和3年規則第10号で令和3年5月1日から施行)

(3) 吉見町立図書館運営規則

昭和60年3月28日

教委規則第2号

改正 昭和63年10月31日教委規則第3号

平成4年11月30日教委規則第8号

平成15年2月27日教委規則第2号

平成19年2月23日教委規則第1号

平成20年3月31日教委規則第4号

平成24年3月6日教委規則第5号

平成28年3月23日教委規則第1号

令和3年4月30日教委規則第3号

(目的)

第1条 この規則は、吉見町立図書館設置条例(昭和60年吉見町条例第3号)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(開館時間及び休館日)

第2条 吉見町立図書館(以下「図書館」という。)の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、吉見町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(1) 開館時間 午前9時から午後6時まで

(2) 休館日

ア 月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下この条において「休日」という。)に当たるときは、その日後において最も近い休日でない日とする。

イ 12月27日から翌年の1月4日までの日

ウ 館内整理日(毎月第4木曜日(その日が休日に当たるときは、その日後において最も近い休日でない日))

エ 特別整理日(7日以内とし、年2回)

(利用者の登録)

第3条 図書館資料(図書資料及び視聴覚資料をいう。)を借り受けようとする者は、登録をしなければならない。

(氏名及び住所変更)

第4条 登録者の氏名又は住所を変更したときは、直ちにその旨を届け出なければならない。

(貸出及び期間)

第5条 図書館資料の貸出しは、館長の許可を得て借り受けることができる。

2 図書館資料の貸出期間は、14日以内とする。

(貸出し、閲覧資料の返納)

第6条 図書館資料を返納する場合は、係員の確認を受けなければならない。

(損害の弁償)

第7条 利用者が図書館資料若しくは設備器具等をき損又は紛失した時は、現品又は相当の代価をもって弁償しなければならない。ただし、不可抗力による場合はこの限りではない。

(図書館利用の制限)

第8条 この規則に違反若しくは指示に従わない者に対して、図書館資料の貸出し又は閲覧を停止し、又は禁止することができる。

(移動図書館)

第9条 町内を巡回して、図書資料の貸出しその他の図書館奉仕を行うため移動図書館を設置する。

(駐車場)

第10条 移動図書館の駐車場は、教育長の承認を得て館長があらかじめ設置するもののほか、地域の申請に基づいて館長が指定する。

(移動図書館の利用)

第11条 移動図書館の利用は第3条から第8条の規定を準用する。

2 移動図書館の図書資料の貸出期間は、次の巡回日までとする。

(図書館協議会の委員長)

第12条 図書館協議会に委員長1名、副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は、会務を掌握し、委員長に事故あるときは副委員長がこれを代理する。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年10月31日教委規則第3号)

この規則は、昭和63年11月1日から施行する。

附 則(平成4年11月30日教委規則第8号)

この規則は、平成4年12月1日から施行する。

附 則(平成15年2月27日教委規則第2号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成19年2月23日教委規則第1号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日教委規則第4号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月6日教委規則第5号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月23日教委規則第1号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和3年4月30日教委規則第3号)

この規則は、令和3年5月1日から施行する。

9. 図書館利用案内

開館時間	火～土・日・祝日 午前9時～午後6時
休館日	毎週月曜日（月曜日が祝日の場合は翌平日） 第4木曜日《館内整理日》（祝日の場合は翌日） 年末年始（12月27日～翌年1月4日まで） 特別整理期間（年2回）

★ 本を借りるときは

- （1）はじめて本を借りる人は、利用カードを作成してください。
- （2）借りる本と利用カードと一緒にカウンターに出してください。
※カードを紛失したときは、カウンターの職員に申し出てください。

★ 本を返すときは

- （1）レシートに日付が書いてありますので、その日までに返してください。
（貸出期間は、本・雑誌・視聴覚資料は2週間となります。）
- （2）閉館している時の返却は、図書館出入り口の返却ポストへ入れてください。

★ 本がないときは

- （1）当館にない本で読みたい本があるときは、リクエストカードに記入してカウンターの職員に渡してください。（後日連絡します。）
- （2）借りたい本がすでに貸し出されているときは、予約カードに記入して職員に渡してください。
本が戻ったら連絡します。

★ 本が期限を過ぎても戻らないときは

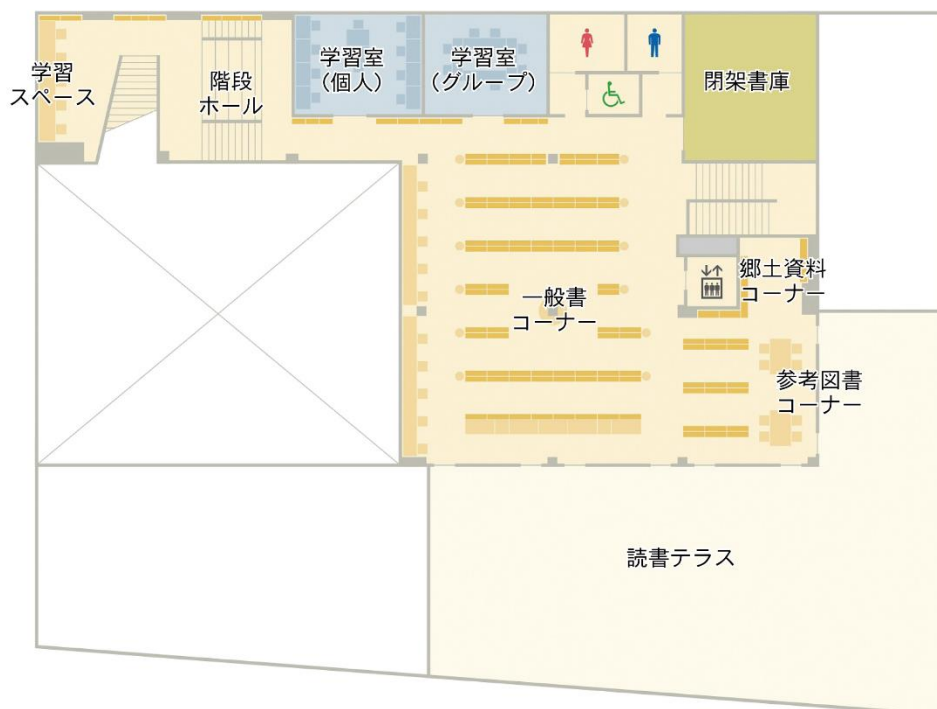
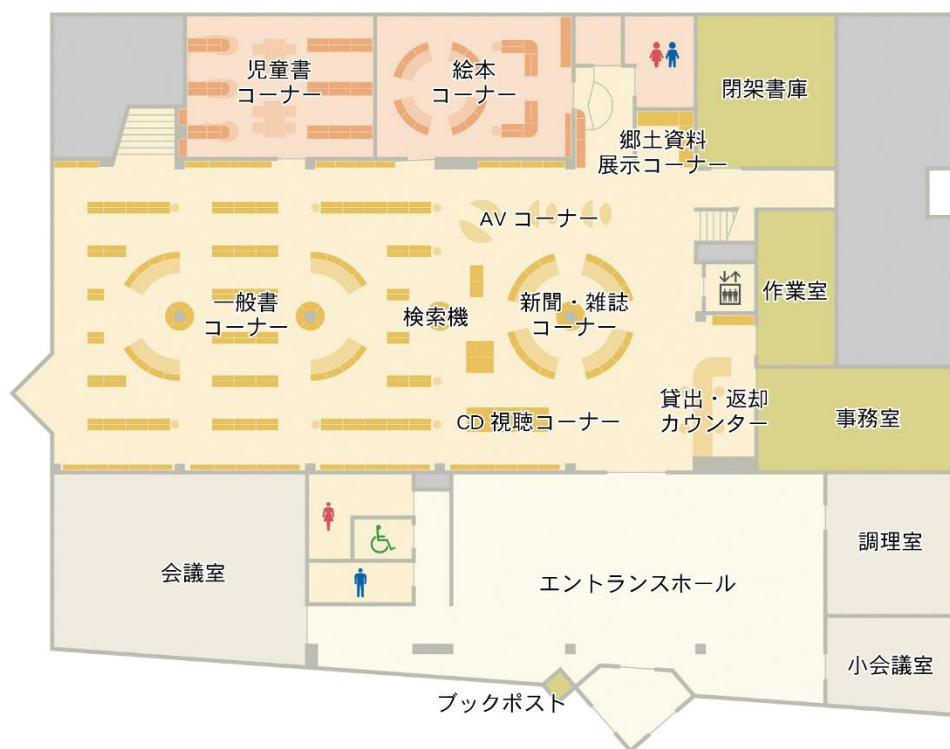
図書館の本をできるだけ多くの方々に利用していただくために、返却日を過ぎても返却されなかった場合には、電話かハガキで督促します。

なお、返却期間を60日以上過ぎた場合、利用が制限されます。この利用制限は該当する図書資料等の返却が確認でき次第解除となります。

★ 資料を紛失・汚破損してしまったときは

弁償して頂く場合がありますので、図書館の資料は大切に取扱ってください。

図書交流館平面図



吉見町町民憲章

昭和五十九年七月二十八日制定

わたくしたちは、みどり豊かな自然に恵まれ、
由緒ある歴史と伝統にはぐくまれた吉見町を愛し、
より明るく住みよい町をつくるため、町民憲章を定めます。

一 自然を守り

環境をととのえ
きれいな町にしよう

一 歴史を愛し

文化を育て
心豊かな町にしよう

一 産業を伸ばし

勤労を尊び
活力ある町にしよう

一 人権を尊重し

福祉をすすめ
住みよい町にしよう

一 スポーツを愛し

心身をきたえ
明るい町にしよう

令和7年度 図書館要覧

編集・発行 吉見町立図書館

〒355-0119

埼玉県比企郡吉見町大字中新井500番地1

TEL 0493-54-1517

FAX 0493-54-2031

<http://www.library.yoshimi.saitama.jp/>

『町民ひとり、^{いち}一学習 ^{いち}一スポーツ ^{いち}一ボランティア』